

原子力事故災害対策計画の概要

【計画の目的と位置付け】

東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から、原子力発電所に事故が発生した場合には、広域に影響が及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害が発生した際の放射性物質の影響に対する新潟市民等の安全・安心を確保することを目的とする。

【計画の構成】

災害予防対策	情報収集・連絡体制等の整備、屋内退避・避難等に係る体制、避難者受け入れ、原子力防災の啓発、防災訓練など予防体制の整備と災害発生時の事前対策を中心に示した。
災害応急対策	災害対策本部の設置基準、屋内退避・避難等の防護活動、避難者受け入れ、飲食物の摂取制限など緊急事態宣言が発表された場合等における緊急事態応急対策を中心に示した。
災害復旧対策	放射性物質による環境汚染への対処、被災者等の生活再建等の支援、風評被害等の影響の軽減など緊急事態宣言の解除が発表された場合等における事後対策を中心に示した。

ポイント① 連携体制

- 原子力災害への対応に必要な連携体制を整備する。

【連携が必要となる機関】

○原子力規制委員会 ○指定地方行政機関 ○新潟県 ○原子力事業者 等

ポイント② 情報伝達

- 原子力災害時には、市民に迅速、的確な情報提供を行う。

【市民への情報伝達手段】

○緊急速報メール ○テレビデータ放送 ○緊急告知FMラジオ ○SNS
○にいがた防災メール ○市ホームページ ○防災行政無線 ○広報車 等

ポイント③ 防護対策

- 災害状況に応じて、あらかじめ定められた基準等に基づき、防護対策を実施する。

【屋内退避】

原子力災害発生時に、放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避し、屋内退避建物の気密性の確保、自宅等の備蓄食料による生活の維持などについて示した。

【計画的避難】

福島第一原発事故時に実施されたもので、緊急避難とは異なり、混乱が生じないよう国や県など関係機関が該当自治体と綿密に打ち合わせて計画的に避難する。

【安定ヨウ素剤】

原子力災害など大気中に放出された放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積されにくくするために、予防的に服用するもので、取り扱いについて国(原子力規制委員会)は指針を示したが、現在、県と市町村において、配付方法など具体的な部分について、検討中である。

ポイント④ 他自治体からの避難者受け入れ

- 柏崎刈羽発電所周辺の自治体が、それぞれの区域を超える避難が必要となる場合には、当該自治体及び県との調整を踏まえつつ、本市の避難所を提供し、避難者の受け入れを行う。

ポイント⑤ 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限

- 国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲料水の検査を実施する。
- 食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- 国や県の指導、助言及び指示に基づき、必要に応じて飲食物の出荷制限、摂取制限等(解除)を行う。

ポイント⑥ 防災訓練、普及・啓発

- 原子力防災体制が実際に機能するように、国、県及び関係機関が行う訓練に積極的に参加する。
- 市民に対し、原子力災害や放射性物質の特性などに関する知識の普及と啓発を実施する。

ポイント⑦ 安心・安全を確保するためのその他の対策

- 放射性物質による環境汚染への対処
- 災害地域住民に係る記録等の作成
- 被災者等の生活再建等の支援
- 風評被害等による影響の軽減
- 被災中小企業者、農林水産業者等に対する支援